

大口定期「だいしん相続定期預金」

2024年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	・大口定期預金 (大口定期「だいしん相続定期預金」)
2. 販売対象	・相続手続き完了後1年以内かつ当金庫で相続手続きを行った個人の方。
3. 期間	・1年の定型方式 (元金・元利自動継続式)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1口座あたり1,000万円以上 (上限なし) ・1顧客あたりの上限なし ・1店舗のみのお取引に限ります。 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・証書または、通帳式により取扱いいたします。 ・「総合口座」の担保とする取扱いはできません。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、「定期預金の中途解約利率一覧」の預入期間に応じた期限前解約利率および、預入日から解約日の前日までの日数により、計算した期限前解約利息とともに支払います。・中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。(期限前解約利息≦中間払利息の場合、期限前解約利息は「0」または、差額金が発生した場合はその差額金を元金で清算します。)
11. 金利情報の入手方法	・当金庫ホームページ「 預金金利一覧 」、店頭備付けの金利表示ボード、または窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部にお申し出ください。 <業務部> 電話：0120-880-568 (フリーダイヤル) 3⇒5 9時～17時</p> <p>【紛争解決措置】 所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、ホームページまたは、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 1預金者あたり元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・本商品の預け入れは、当金庫本支店1カ店のみのお取り扱いとします。 ・お預入時に、当金庫での相続手続きが完了した時期が確認できる書類が必要となります。 また、戸籍謄本等の相続人であることが確認できる書類が必要となる場合があります。 ・当金庫での相続手続きにより払戻を受けた預金のほか、他金融機関において相続手続きにより払戻を受けた預金、死亡保険金、相続により取得された不動産や株式等の換金代金もお預け入れいただけます。 ※但し、取得や売買等を確認できる資料が必要となる場合があります。